

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道海面漁業調整規則及び北海道内水面漁業調整規則の左横書きの実施等に関する規則..... (漁業管理課)	173
○北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則..... (漁業管理課)	174
○北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則..... (漁業管理課)	174
告 示	
○一般競争入札の実施..... (秘書課)	174
○厚岸道立自然公園に関する公園事業の決定..... (自然環境課)	175
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	176
○特定非営利活動法人の設立の認証申請..... (生活振興課)	176
○一般競争入札の資格に関する公示..... (生活振興課)	177
○一般競争入札の実施..... (生活振興課)	178
○生活保護法による医療機関の指定..... (保護課)	179
○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止)の届出..... (保護課)	179
○生活保護法による施術機関の指定..... (保護課)	180
○一般競争入札の実施..... (保護課)	180
○平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(経済部所管分 その5)..... (経済部総務課)	181
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正..... (経済部総務課)	183
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出(2件)..... (地域産業課)	184
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	186
○土地改良区の役員の就任の届出..... (土地改良指導課)	187
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	187
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課)	187
○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定..... (土地改良指導課)	188
○平成15年度太平洋小型さけ・ます流し網漁業の定数..... (漁業管理課)	188
○平成15年度太平洋小型さけ・ます流し網漁業の許可又は起業の許可の申請期間..... (漁業管理課)	188
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	188

○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	189
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	189
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	189
○山村振興法による市町村道の代行工事の開始..... (道路計画課)	194
○山村振興法による市町村道の代行工事の完了..... (道路計画課)	194
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始..... (道路計画課)	194
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了..... (道路計画課)	194
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	194
○公有水面の埋立ての免許..... (砂防災害課)	195
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可..... (砂防災害課)	195
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災害課)	197
○都市計画の変更の決定..... (都市計画課)	197
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (公園下水道課)	199
○宅地建物取引業務の停止処分..... (建築指導課)	199
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正..... (経理課)	199

公 表

○飼料試験結果の公表..... (酪農畜産課)	200
○争議行為の通知(2件)..... (労政福祉課)	201

公 告

○北海道立野幌森林公園駐車場の供用期間の変更..... (自然環境課)	201
-------------------------------------	-----

支 庁 公 告

○公募型プロポーザルの実施.....	201
--------------------	-----

道札幌北道税務所告示

○一般競争入札の実施(3件).....	203
---------------------	-----

道札幌南道税務所告示

○一般競争入札の実施(2件).....	206
---------------------	-----

道札幌土木現業所告示

○一般競争入札の実施.....	208
-----------------	-----

道教育庁渡島教育局告示

○一般競争入札の実施(2件).....	209
○特定調達契約に係る入札の公告.....	211

道教育庁檜山教育局告示

○一般競争入札の実施.....	213
-----------------	-----

道教育庁後志教育局告示

○一般競争入札の実施(2件).....	214
---------------------	-----

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変更しました。

道教育庁日高教育局告示

○一般競争入札の実施..... 217

道教育庁釧路教育局告示

○一般競争入札の実施..... 219

道選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等..... 220

道人事委員会規則

○昇給停止に関する経過措置に関する規則..... 221

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則..... 222

道南連合海区漁業調整委員会指示

○北海道日高・胆振・渡島支庁管内太平洋海域におけるさめはえ縄漁業（あぶらざめを
対象とするものを除く。）の指示..... 223

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

北海道海面漁業調整規則及び北海道内水面漁業調整規則の左横書きの実施等に関する
規則（規則第8号）

1 趣旨

近年のIT化等の進展に対応し道民に分かりやすい規則の提供等に資するよう、北海道海面漁業調整規則及び北海道内水面漁業調整規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きとすることとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 既存規則の形式を左横書きとすることとした（第2条関係）。
- (2) 既存規則について、左横書きとすることに伴い必要となる用字及び用語の整理その他規定の整備を行うこととした（第3条関係）。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第9号）

1 趣旨

漁業に関する法令等又は法令等に基づく処分に違反した漁業者等に対する停泊命令処分等の実効性の確保に資するよう所要の改正を行うとともに、停船命令時に用いる信号を変更することとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 許可船舶等に対する停泊命令及び検査並びに船長等の乗組み禁止命令の対象を許可等に係る船舶から許可等を受けた者に改めることとした（第46条第1項及び第47条第1項関係）。
- (2) 無許可船舶等に対する停泊命令の対象を無許可船舶等から無許可等で漁業を営む者に改めることとした（第48条第1項関係）。
- (3) 漁業監督吏員が漁業に従事する船舶の船長等に立入検査等を求めるときの停船信号を国際海事機関で採択されている信号に変更することとした（第50条第2項及び第3項関係）。
- (4) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、一部の規定を除き、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第10号）

1 趣旨及び内容

水産動植物の採捕以外の申請等手続に関し知事に提出する書類の経由機関を定めることとするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

昇給停止に関する経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1036）

1 趣旨

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の附則の規定に基づき、昇給停止に関する経過措置に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 施行日の前日において50歳に達しており、55歳に達していない職員等については、昇給停止年齢に達した日の属する年度の末日を超えて在職する場合も、平成22年3月31日までの間に限り、なお従前の例により昇給させることができることとした（第2条関係）。
- (2) 施行日前に職員として在職していた者で、人事交流等により職員以外の地方公務員等となり、施行日以後に復帰した者のうち、施行日の前日において50歳に達しており、58歳に達していない職員等の昇給については、(1)を準用することとした（第3条関係）。

3 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則（北海道公安委員会規則第1号）

1 趣旨

一般国道40号及び一般国道228号のうち、自動車専用道路である部分が新たに供用開始されることにかんがみ、当該自動車専用道路である部分における交通警察の事務を警察署長に行わせることとするため、さらには附置機関の所属替えに伴う申請等に係る経由先の所属名称の変更が必要であることから、併せて規定の整備を行うためこの規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 北海道警察旭川方面本部交通機動隊高速道路交通警察隊長の職名を北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊長に替えることに伴い、高速自動車国道等における権限者の変更をした（第28条関係）。
- (2) 交通警察の事務のうち、警察署長の権限に属する事務を行わせる自動車専用道路である部分について、「一般国道40号のうち名寄市字砺波680番19から同市字智恵文2964番25まで」及び「一般国道228号のうち函館市石川町434番7から上磯郡上磯町字中野通497番7まで」を加えることとした（第28条関係）。
- (3) 北海道警察旭川方面本部交通機動隊高速道路交通警察隊を北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊に、北海道警察本部交通部運転免許試験課を北海道警察交通部運転免許センター運転免許試験課に所属名を替えることに伴い、北海道公安委員会に対して行う自動車のけん引許可、指定旅客自動車教習所の指定の申請等、その他の申請及び届出について、経由先の変更をした（別表一関係）。
- (4) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、高速自動車国道等における権限（第28条関係）については、供用開始日にあわせる必要があるところから、一般国道40号は平成15年3月21日から、一般国道228号は平成15年3月24日から施行することとした。

規 則

北海道海面漁業調整規則及び北海道内水面漁業調整規則の左横書きの実施等に関する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第8号

北海道海面漁業調整規則及び北海道内水面漁業調整規則の左横書きの実施等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）及び北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きとすること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第2条 既存規則の形式は、次に定めるところにより左横書きとする。

- (1) 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- (2) 改正後規則における文字（符号を含む。以下この号において同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式を採っている付図及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第3条 既存規則中次の表の左覧に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 漢数字（次に掲げるもの及び2の項に掲げるものを除く。） ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、3けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表すなかてんはピリオドとする。）
2 号番号として用いられている漢数字（枝番号を除く。）	左右を括弧で囲んだアラビア数字
3 号を細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
4 表（別表を含む。）及び附図中その内容を細分するために用いられている片仮名及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
5 文面上の位置又は方向を示すために用いられている「上欄」又は「下欄」	それぞれ「左欄」又は「右欄」
6 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」

7 促音として用いられている「っ」又は「ツ」	それぞれ「っ」又は「ツ」
8 「うえ」	「上」
9 動詞「こえる」（ある基準や数値を上回る意味で用いられている場合に限る。）の語幹「こ」	「超」
10 「附」（附則として用いられている場合の「附」を除く。）	「付」
11 動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
12 「各号の一」	「各号のいずれか」
13 「本条」（各本条として用いられている場合の「本条」を除く。）	「この条」

- 2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が定めるところによる。（知事への委任）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第9号

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）の一部を次のように改正する。

第44条の見出し中「非漁民等」を「遊漁者等」に改める。

第46条第1項中「に係る船舶」を「を受けた者」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可又は漁業の承認を受けた者の使用に係る船舶」に改め、同条第2項及び第5項中「てい泊期間」を「停泊期間」に改める。

第47条第1項中「に係る船舶」を「を受けた者」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可又は漁業の承認を受けた者の使用に係る船舶」に改める。

第48条第1項中「船舶が」を「漁業者が」に、「に使用された」を「を営んだ」に、「当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶」を「当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶」に改め、同条第2項中「てい泊期間」を「停泊期間」に改める。

第50条第2項を次のように改める。

- 2 前項の停船命令は、漁業法第74条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

(1) 別記第10号様式による信号旗しを掲げる。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりしる信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

(3) 投光器によりしる信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

第50条第3項中「長声」を「長音」に、「約4秒から6秒までの音響又はせん光」を「約3秒間継続する吹鳴又は投光」に、「短声」を「短音」に、「約1秒の音響又はせん光」を「約1秒間継続する吹鳴又は投光」に改める。

別記第10号様式備考の事項中「政府間海事協議機関」を「国際海事機関」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第44条、第46条第2項及び第5項並びに第48条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第10号

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）の一部を次のように改正する。

第2条中「水産動植物の採捕に関し、」を「この規則の規定により」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第379号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 14台（1月当たりの単価） (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納入期日 平成15年5月1日（木） (4) 契約期間 平成15年5月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (5) 納入場所 北海道総務部知事室秘書課 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 納品した賃貸物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部知事室秘書課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが庁舎 2階4号会議室 (2) 入札日時 平成15年4月7日（月）午後1時30分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部知事室秘書課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便又は電報による入札 認めないものとする。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。	(1) 提出期限 平成15年4月2日（水） (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部知事室秘書課 11 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額（14台分）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道総務部知事室秘書課 イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 21 - 111 (4) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。						
	北海道告示第380号 北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第5条第2項の規定に基づき、厚岸道立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。 なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び釧路支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。 平成15年3月14日 北海道知事 堀 達也 1 単独施設 <table><tr><td>公園事業の名称</td><td>位</td><td>置</td></tr><tr><td>子野日公園園地</td><td>厚岸郡厚岸町（子野日公園）</td><td></td></tr></table>	公園事業の名称	位	置	子野日公園園地	厚岸郡厚岸町（子野日公園）	
公園事業の名称	位	置					
子野日公園園地	厚岸郡厚岸町（子野日公園）						

アヤメが原園地 厚岸郡厚岸町（アヤメが原）
湯 沸 岬 園 地 厚岸郡浜中町（湯沸岬）
湯 沸 岬 野 営 場 厚岸郡浜中町（湯沸岬）
榊町展望施設 厚岸郡浜中町（榊町）
アゼチノ岬園地 厚岸郡浜中町（アゼチノ岬）
霧多布湿原園地 厚岸郡浜中町（霧多布湿原）

2 道路（歩道）

路 線 名	起 点 及 び 終 点
チンペノ鼻線	起点 厚岸郡厚岸町（末広） 終点 厚岸郡厚岸町（末広・アヤメが原）

北海道告示第381号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	教え子と教師 いたずら秘め恥じめ	オーピー映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	婚前交渉 淫夢に濡れて	同		
同	やりたい人妻たち	新東宝映画		
同	美乳暴行 ひわいな裸身	オーピー映画		
同	美人保健婦 覗かれた医務室	同		

北海道告示第382号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1(1) 申請のあった年月日 | 平成15年2月3日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 地球環境整備プロジェクト |
| (3) 代表者の氏名 | 花岡 昭治 |
| (4) 主たる事務所の所在地 | 札幌市中央区北3条西7丁目1番地1 緑苑ビル8F |

(5) 定款に記載された目的

この法人は地球環境に関する汚染の実態を調査・研究し、行政と民間の狭間にある環境問題を産官学と民間が一体となって、自然の回復力維持を主体とした環境浄化の研究開発を行うことで、解決へのノウハウ構築を図り、啓蒙活動や提言を通して世論を喚起し問題解決の礎になる事を目的とします。

- | | |
|------------------|--|
| 2(1) 申請のあった年月日 | 平成15年2月3日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 福祉村創成会 |
| (3) 代表者の氏名 | 藤井 伸一 |
| (4) 主たる事務所の所在地 | 古宇郡神恵内村大字神恵内村字大川116番地1 |
| (5) 定款に記載された目的 | この法人は、住民参加により高齢者や障害者の方々に対し、自立した社会生活をおくるための支援活動、生活環境整備事業及び地域振興事業を行うことにより、地域社会における福祉の発展とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。 |

- | | |
|------------------|--|
| 3(1) 申請のあった年月日 | 平成15年2月3日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 農地トラスト |
| (3) 代表者の氏名 | 横市 英夫 |
| (4) 主たる事務所の所在地 | 芦別市北5条西1丁目1番地の3 |
| (5) 定款に記載された目的 | この法人は、都市と農村の交流と地域間連携によるネットワークを強化し、誰もが参加できる農地保全事業や空き農家を活用するなどの地域コミュニティ活性化事業を通して、環境保全と地域振興に寄与することを目的とする。 |

- | | |
|------------------|---|
| 4(1) 申請のあった年月日 | 平成15年2月5日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 「北の映像ミュージアム」推進協議会 |
| (3) 代表者の氏名 | 中島 洋 |
| (4) 主たる事務所の所在地 | 札幌市中央区南2条西5丁目6番地7 |
| (5) 定款に記載された目的 | この法人は、北海道に根ざした映画芸術・映像文化を創造・発信し、発展させていくとともに、道民が映画芸術・映像文化を享受する地域文化の増進に寄与することを目的とする。 |

- 5(1) 申請のあった年月日 平成15年2月5日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 NPO社会福祉振興会
 (3) 代表者の氏名 吉田 榮
 (4) 主たる事務所の所在地 美瑛市西3条南4丁目8番10号
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者を対象に、その社会的自立の促進と生活の質的向上に寄与するため、介護保険に係る事業などの実施を通じ、地域の福祉活動の発展を目指すとともに、地域への清掃活動等を通じて環境の保全に関する事業を行い、国際ボランティア支援に関する事業の実施を通じて、国際協力、支援を必要とする人々の生活の向上を促進する活動に寄与することを目的とする。
- 6(1) 申請のあった年月日 平成15年2月13日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 はぐくみ会
 (3) 代表者の氏名 佐々木 悟
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市北区新琴似5条13丁目8番8号
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、重度の障害を持つ方々が地域の中で普通に暮らし生活していけるように、社会参加や地域生活が本人及び家族にとって充実した内容となることを目的とする事業を行い、地域福祉の増進に寄与する。
- 7(1) 申請のあった年月日 平成15年2月13日
 (2) 特定非営利活動法人の名称 さっぽろAMスポーツクラブ
 (3) 代表者の氏名 加藤 孝俊
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市西区発寒14条2丁目2番1号
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、楽しむスポーツ、自分も参加するスポーツを望む人々を対象に、サッカーを通じて、生涯スポーツの普及を図り心身の健全な発達を支援すると共に、サッカーを通じた国際交流・地域社会との交流をはじめとするスポーツの振興、スポーツに関する指導者の育成を図ることにより、地域におけるスポーツ文化の振興を図ることを目的とする。

北海道告示第383号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達也

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年3月14日に一般競争入札の公告を行う消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務委託契約
 (2) 資 格 消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務の資格（以下「資格」という。）
 (3) 役 務 の 種 類 消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令167条の4第1項に規定する者でないこと。
 (2) 政令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (4) 平成15年3月14日現在において引き続き2年以上データ入力業務を事業として営んでいること。
 (5) 資本金は300万円以上であること。
 (6) 営利団体であること。
 (7) ペリファイ機能を有するデータエントリー機器を7台以上有していること。
 (8) キーパンチャー要員数が7名以上であること。
 (9) データの漏えい、改ざん、滅失及び棄損を防止するための安全対策措置を講じていること。
 (10) 道が指定する記録媒体、記録仕様で納品が可能であること。
 (11) 札幌市内に本社、支社又は営業所を有しており、入力用プログラムを作成できるスーパーバイザーが常勤していること。
 (12) 受注及び納品体制について
 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）以外の日で、道の指定する日時に来庁し、受注又は納品ができる者であること。

なお、上記の日時以外でも道が業務執行上必要と判断する場合は、道の指示により、

随時に来庁し、受注又は納品ができる者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び提出方法

(1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成15年3月14日（金）から26日（水）までの間にしなければならない。

受 付 時 間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 162

ウ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもの

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有するものであるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第384号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 調達をする役務の名称

消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務のうち、入力票（データシート）1枚当たりの消費生活相談カード（受付情報）、消費生活相談カード（処理結果情報）それぞれの入力単価

イ 数 量

消費生活相談カード	受付情報	調達予定数量	16,167件
	処理結果情報	調達予定数量	16,167件

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 契約の日から平成16年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示383号に規定する消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁12階環境生活部1号会議室

- (2) 入 札 日 時 平成15年4月3日 午後1時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの入力予定件数を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- 9 契約書作成の可否
要
- 10 そ の 他
- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札書の記載方法
入札は、入力票（データシート）1枚当たりの受付情報、処理結果情報それぞれの単価及び入札総価額を記載すること。
なお、単価は、小数点第2位まで記載すること。
入札総価額は、各単価にそれぞれの入力予定件数を乗じて得た額の合計額を記載すること。
- (3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室

- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 162
- (5) この入札及び契約は調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日
の み や ま 眼 科	北見市北6条西5丁目1番地	平成15. 3.12
あくつこどもクリニック	岩見沢市10条西4丁目3 - 1	同 15. 2. 1
医療法人社団 はまむき医院	網走市南5条西4丁目	同 11. 9. 1
岡 本 ひ 尿 器 科 医 院	上磯郡上磯町飯生1丁目2 - 8	同 15. 2.18
わ た な べ 内 科 医 院	余市郡余市町大川町6丁目12番地	同 15. 1.15
あ お ば ク リ ニ ッ ク	河西郡芽室町東7条6丁目3番地10	同 15. 1.11
十 勝 愛 育 園	中川郡幕別町字依田381番地	同 15. 1. 1
勤医協むろらん訪問看護ステーション	室蘭市輪西町2丁目20 - 12	同 14.11. 1
え が し ら 歯 科 医 院	石狩市花川南6条2丁目284番地	同 15. 1.12
医療法人社団 臼井歯科医院	網走市駒場南5丁目2番12号	同 12.12. 1
中央デンタルクリニック	稚内市中央2丁目5番23号	同 15. 2.20
アート歯科クリニック	上川郡東神楽町北1条西1丁目749番1	同 15. 2.15
アイン薬局 網走桂町店	網走市桂町4丁目7番47号	同 14.12.24

北海道告示第386号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	届 出 の 内 容
梅ヶ枝内科小児科医院	小樽市梅ヶ枝町1番3号	平成15. 1.31 廃止
上 田 医 院	室蘭市中央町2丁目9 - 9	同 15. 2.17 同

は ま む き 医 院	網走市南5条西4丁目	平成11. 8.31	廃止
黒 田 整 形 外 科 医 院	恵庭市住吉町40	同 15. 2.24	同
わ た な べ 内 科 医 院	余市郡余市町大川町6丁目12番地	同 15. 1.14	同
社会福祉法人網走愛育会 老人保健施設いせの里	網走市字潮見192番地	同 12. 3.31	同
白 井 歯 科 医 院	同 駒場南5丁目2番12号	同 12.11.30	同
医療法人社団玄洋会 佐藤 歯科クリニック	苫小牧市青雲町2丁目21番17号	同 15. 2. 1	同
中央デンタルクリニック	稚内市中央2丁目5番23号	同 14. 3.31	同
え が し ら 歯 科 医 院	石狩市花川南7条3丁目42番地	同 15. 1.11	同
ア リ ス 調 剤 薬 局	小樽市赤岩1丁目21 - 15	同 14.11.30	同
有 限 会 社 志 賀 薬 局	網走市南4条東3丁目7番地	同 14.12.31	同
アイン薬局 網走桂町店	同 桂町4丁目7番61号	同 14.12.23	同
森山鍼灸マッサージ療院	同 南3条東2丁目	昭和63. 6.30	同
歌登町本幌別へき地出張診 療所	枝幸郡歌登町大字歌登村上幌別原 野821番地	同 56. 9. 1	変更（住所）
	（変更前）枝幸郡歌登町大字歌登村上幌別原野821番地		
	（変更後）枝幸郡歌登町本幌別821番地の2		
歌登町国民健康保険志美宇 丹診療所	枝幸郡歌登町大字歌登村字志美宇 丹2925	昭和56. 9. 1	変更（住所）
	（変更前）枝幸郡歌登町大字歌登村字志美宇丹2925		
	（変更後）枝幸郡歌登町志美宇丹2918番地		
北海道立向陽ヶ丘病院（歯 科）	網走市向陽ヶ丘4番地の3	平成 8.11. 5	変更（住所）
	（変更前）網走市向陽ヶ丘4番地の3		
	（変更後）網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号		
有限会社 吉富 梅ヶ丘薬 局	千歳市梅ヶ丘1 - 4 - 12	平成14.12.25	変更（住所）
	（変更前）千歳市梅ヶ丘1 - 4 - 12		
	（変更後）千歳市梅ヶ丘1 - 4 - 2		
ラ イ ク 調 剤 薬 局	石狩市花川北6条3丁目886 - 9	平成12. 3. 1	変更（住所）
	（変更前）石狩市花川北6条3丁目86 - 9		
	（変更後）石狩市花川北6条3丁目189番1		
ラ イ ク 調 剤 薬 局	石狩市花川北6条3丁目86 - 9	平成12. 3. 1	変更（名称）
	（変更前）ライク調剤薬局		
	（変更後）ライク調剤薬局 石狩店		
大 和 屋 薬 局	別海町中春別東町60	平成13. 3. 9	変更（名称）
	（変更前）大和屋薬局		
	（変更後）ドラッグストア大和屋		

大 野 整 骨 院	網走市字潮見139 - 6	平成14.11.11	変更（住所）
	（変更前）網走市字潮見139 - 6		
	（変更後）網走市潮見9丁目9番2号		
笹 木 整 骨 鍼 灸 治 療 院	奈井江町本町6区	平成15. 2. 1	変更（住所）
	（変更前）奈井江町本町6区		
	（変更後）奈井江町字奈井江町171の91		

北海道告示第387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日
森 山 マ ッ サ ー ジ 療 院	網走市南5条西3丁目	昭和63. 7. 1

北海道告示第388号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 図書券500円券（1枚当たりの単価）
約23,432枚

- (2) 契 約 期 間 平成15年4月1日から5月30日

- (3) 納 入 場 所 北海道保健福祉部保護課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館西棟4階8号会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年3月25日 午前10時

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（一枚当りの単価）の制限の範囲内で最低の価格（一枚当りの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 そ の 他
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

- 号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道保健福祉部保護課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 827
- (3) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (4) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
ア 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
イ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第389号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

（経済部所管分 その5）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 原子力発電施設等の周辺地域における企業の立地を支援するため、予算の範囲内で補助する。	発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号。以下「整備法」という。）第2条に規定する原子力発電施設の設置がその区域内において行われている市町村（当該施設の設置が行われている地点が整備法第3条	一の半期（4月1日から6月ごとの期間をいう。）において、企業が電気事業者との電気需給契約に基づき支払った電気料金（消費税及び地方消費税相当額及び遅收料金等を除く。）	定額	経済第69号様式別に指示する様式		提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業立地課	実績報告は、要しない。 書類は、市町村長及び支庁長を経由すること。

第1項第2号に該当する場合に限る。)又は電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和49年政令第340号)第1条第1項第30号に規定するこれらの市町村に隣接する市町村のうち、次に掲げる要件を満たす市町村の区域内に立地し、それに伴う新たな雇用户数が7人以上となる企業立地を行う企業(事業を営む法人格を有する団体又は個人をいう。)

(1) 当該市町村が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する政令で指定する市以外の市町村であること。

(2) 当該市町村が工業再配置促進法(昭和47年法律第73号)第2条第1項に規定する移転促進地域をその区域

	に含む市町村 以外の市町村 であること。 (3) 当該市町村 が工業集積度 (工業再配置 促進法施行令 (昭和47年政 令第383号) 第3条第2項 に規定する工 業集積度をい う。)8未満 の市町村であ ること。						
--	---	--	--	--	--	--	--

北海道告示第390号

昭和49年北海道告示第808号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

経済第68号様式の次に次の3様式を加える。

経済第69号様式（第3条第1項）

平成 年度上（下）期北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金
交付申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏 名 〔法人の場合は、法人の
名称及び代表者の氏名〕[㊞]

平成 年度上（下）期北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金
の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 補助金交付対象事業所の内容

- (1) 工場、事業所等の名称
- (2) 工場、事業所等の所在地
- (3) 工場、事業所等の目的
- 2 実支払電気料金 円
- 3 補助金交付申請額 円（算出方法は別紙のとおり）
- 4 補助金算定に係る事項
- (1) 雇用創出効果 人
- (2) 交付対象契約電力 kW
- 5 立 地 日 平成 年 月 日
- 6 補助金の振込先
- (1) 金融機関名
- (2) 店 名
- (3) 預金の種類
- (4) 口座番号
- (5) 口座名義人
- 7 添付書類
- 法人にあっては、登記簿謄本及び定款（3カ月以内に発行されたもの）
ただし、定款は初回申請時のみ添付とする。

別 紙

- ① 実支払電気料金 円
（電気料金対象期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日）
- ② 契約電力 kW
- ③ 電気料金支払月数 月
- ④ 算定単価 円
（①÷（②×③）により算出された額を、北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金取扱要領に定める別表1の第1欄に掲げる金額区分に当てはめ、同表第2欄により得られた金額とする。）
- ⑤ 電源立地特別交付金単価 円
（電源立地特別交付金規則第4条の規定により求められる契約電力当たりの交付金単価）
- ⑥ 補助金交付申請額 円
（②×（④－⑤）×③＝ 円）
交付申請額は、①の実支払電気料金相当額を限度とし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

経済第70号様式（第5条第1項）

平成 年度上（下）期北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金
変更承認申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏 名 〔法人の場合は、法人の
名称及び代表者の氏名〕[㊞]

平成 年 月 日付けで交付申請を行った平成 年度上（下）期北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金について、申請内容を変更したいので、次のとおり申請します。

記

1 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

2 変更を必要とする理由

経済第71号様式（第7条第1項）

平成 年度上（下）期北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金
交付申請取下書

平成 年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏 名 〔法人の場合は、法人の
名称及び代表者の氏名〕[㊞]

平成 年 月 日付け第 号指令をもって交付決定通知を受けた平成 年度上（下）期北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の交付申請を次の理由により取り下げます。

記

取下げの理由

北海道告示第391号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年7月14日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターツルヤ当別店
石狩郡当別町白樺町59-40
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ツルヤ 代表取締役 西崎 康博
函館市湯川町三丁目24番14号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ツルヤ 代表取締役 西崎 康博 函館市湯川町三丁目24番14号 (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成15年10月29日 (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,590㎡ (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の収容台数 64台 イ 駐輪場の収容台数 12台 ウ 荷さばき施設の面積 80㎡ エ 廃棄物等の保管施設の容量 31㎡ (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後8時30分まで ウ 駐車場の自動車の出入口の数 出入口4箇所 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後10時まで 2 届出年月日 平成15年2月28日 3 届出書等の縦覧 (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道石狩支庁商工労働観光課 (2) 縦覧期間 平成15年3月14日（金）から7月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） (3) 縦覧時間 午前9時から午後5時15分まで (4) その他 縦覧については、当別町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間 等については当別町へ問い合わせること。	北海道告示第392号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。 なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年7月14日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。 平成15年3月14日 北海道知事 堀 達 也 1 届出事項の概要 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホクレンショップ苫小牧店 苫小牧市柳町4丁目5-3、5-21 (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ホクレン商事 代表取締役 菱谷 巖 札幌市北区北七条西一丁目2番地6 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 <table><tr><th>氏 名 又 は 名 称</th><th>住 所</th><th>代 表 者 氏 名</th></tr><tr><td>株式会社ホクレン商事</td><td>札幌市北区北七条西一丁目2番地6</td><td>菱 谷 巖</td></tr><tr><td>日本トイザらス株式会社</td><td>神奈川県川崎市幸区堀川町580番地</td><td>田 崎 學</td></tr></table> (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成15年10月28日 (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,901㎡ (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の収容台数 289台 イ 駐輪場の収容台数 111台 ウ 荷さばき施設の面積 425㎡ エ 廃棄物等の保管施設の容量 148㎡ (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時	氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名	株式会社ホクレン商事	札幌市北区北七条西一丁目2番地6	菱 谷 巖	日本トイザらス株式会社	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地	田 崎 學
氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名								
株式会社ホクレン商事	札幌市北区北七条西一丁目2番地6	菱 谷 巖								
日本トイザらス株式会社	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地	田 崎 學								

閉店時刻 午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時30分から午後8時まで

2 届出年月日

平成15年2月27日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道胆振支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年3月14日（金）から7月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、苫小牧市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時
間等については苫小牧市へ問い合わせること。

北海道告示第393号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとお
り大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年
7月14日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の
氏名

大十企業株式会社 代表取締役 大江 哲生

江別市野幌町41番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大十ビル

江別市野幌町10番地2ほか

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前10時（ただし、年間60日は午前9時）

閉店時刻 午後8時（ただし、年間150日は午後9時）

（変更後）開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時30分（ただし、年間60日は午前8時30分）から午後9時（ただし、
年間150日は午後9時30分）まで

（変更後）午前8時30分から午後9時30分まで

(4) 変更する年月日

平成15年5月31日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ
ては代表者の氏名

小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園4 - 1 - 4	代表取締役 鈴木 敏文
伊 瀬 美 雪	江別市大麻元町158 - 8	
株式会社北光キーセンタ ー	札幌市豊平区豊平4条2 - 2 - 2	代表取締役 渡部 貞雄
株式会社 赤 松	旭川市三条通8丁目右2号	代表取締役 高木 敏行
株式会社メルヘン	江別市野幌町70 - 66	代表取締役 照井 康文
株式会社カネミチ	江別市野幌町10 - 2	代表取締役 石山 弘
有限会社中川眼鏡店	江別市錦町14 - 77	代表取締役 中川 節子
株式会社鈴乃屋	東京都台東区上野1 - 20 - 11	代表取締役 小泉 清子
有限会社ひじかた	江別市大麻東町15 - 23	代表取締役 土方 昭三

有限会社ブティック ヴァン	札幌市東区北24条東22 - 4 - 14	代表取締役 宇津原 智
------------------	--------------------------	-------------

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,905㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 512台
(イ) 駐輪場の収容台数 356台
(ウ) 荷さばき施設の面積 399㎡
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 64㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
平面駐車場 2 箇所 屋上駐車場 1 箇所
(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

平成15年 2 月28日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道石狩支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年 3 月14日（金）から 7 月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時15分まで

北海道告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、富良野土地改良区から、
次のとおり役員の就任の届出があった。

平成15年 3 月14日

北海道知事 堀 達 也

就 任 年 月 日	理 事 ・ 監事の別	氏 名	住 所
平成15. 1. 21	理 事	原田 一男	空知郡中富良野町字中富良野東 4 線北 8 号

北海道告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、沼田町土地改良区から、
次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年 3 月14日

北海道知事 堀 達 也

就退 任の 別	就退任年月日	理事・ 監事の 別	氏 名	住 所
就任	平成15. 2. 20	理 事	須網 一弘	雨竜郡沼田町字東予54番地
同	同	同	中村 成行	同 字高穂66番地
同	同	同	高橋 節男	同 字更新1269番地
同	同	同	田坂 雅明	同 字高穂 8 番地
同	同	同	堀田 輝幸	同 字沼田484番地
同	同	同	中澤 徳男	同 字北竜1477番地 3
同	同	同	土田 忠昭	同 字北竜1236番地
同	同	同	石川 敏行	同 北竜町字美葉牛243番地の 1
同	同	監 事	澤田美智雄	同 沼田町字高穂103番地391
同	同	同	大原 義輝	同 字真布103番地
同	同	同	須網 賢一	同 字恵比島100番地16
退任	同 15. 2. 19	理 事	齋藤 義夫	同 字東予1368番地
同	同	同	澤田美智雄	同 字高穂103番地391
同	同	同	原 利行	同 字更新333番地
同	同	同	堀田 輝幸	同 字沼田484番地
同	同	同	大原 義輝	同 字真布103番地
同	同	同	小峯 聡	同 字北竜268番地
同	同	同	土田 忠昭	同 字北竜1236番地
同	同	同	石川 敏行	同 北竜町字美葉牛243番地の 1
同	同	監 事	横山 哲雄	同 沼田町字共成197番地
同	同	同	柴田 茂	同 字高穂105番地54
同	同	同	須網 賢一	同 字恵比島100番地16

北海道告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の地区について道営
土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成15年 3 月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

地区名	事業の種類	縦覧場所
第1重内	ため池等整備〔用排水施設整備〕	北海道渡島支庁
常呂第一幹線	同	北海道網走支庁
住吉	基幹水利施設補修	同

北海道告示第397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、旭川市の行う土地改良（東旭川5丁目地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年3月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第398号

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第23条第1項の規定により、太平洋小型さけ・ます流し網漁業（漁業法第66条第2項に規定する漁業をいう。）について、その許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成15年3月14日

操業区域	隻数の最高限度
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）第1条第2項に規定する排他的経済水域（日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域を除く。）の外側の限界より陸側の北海道沖合太平洋海域（北海道亀田郡恵山岬灯台中心点と青森県下北郡尻屋埼突端とを結ぶ線以西の海域を除く。）	168隻
日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第1条第2項に規定する排他的経済水域（以下「排他的経済水域」という。））、日本海の海域（排他的経済水域を除く。）並びに北緯48度の線以北の太平洋及びオホーツク海の海	29隻

域を除く。）

北海道告示第399号

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第6条第2項（第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、太平洋小型さけ・ます流し網漁業（漁業法第66条第2項に規定する漁業をいう。）について、その許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成15年3月14日

操業区域	申請期間
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）第1条第2項に規定する排他的経済水域（日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域を除く。）の外側の限界より陸側の北海道沖合太平洋海域（北海道亀田郡恵山岬灯台中心点と青森県下北郡尻屋埼突端とを結ぶ線以西の海域を除く。）	平成15年3月17日から同 28日まで
日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第1条第2項に規定する排他的経済水域（以下「排他的経済水域」という。））、日本海の海域（排他的経済水域を除く。）並びに北緯48度の線以北の太平洋及びオホーツク海の海域を除く。）	平成15年4月10日から同 25日まで

北海道告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年3月14日

	北海道知事 堀 達也
1(1) 保安林予定森林の所在場所	札幌市南区石山78の21（次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的	公衆の保健
(3) 指定施業要件	ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 保安林予定森林の所在 瀬棚郡今金町字八束101の8、101の9、101の66 場所 (2) 指 定 の 目 的 風害の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び今金町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第401号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成15年3月14日 北海道知事 堀 達 也 1 保安林の所在場所 紋別郡興部町字豊野854の1・897の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、891の1、字沙留591の1、592の1 2 指 定 の 目 的 風害の防備 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。	イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第402号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成15年3月14日 北海道知事 堀 達 也 1(1) 解除予定保安林の所在 恵庭市盤尻906から912まで 場所 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅 2(1) 解除予定保安林の所在 茅部郡森町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 解 除 の 理 由 ダム用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第403号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成15年3月14日 北海道知事 堀 達 也 1(1) 指定施業要件変更予定 旭川市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 保安林の所在場所
--	--

- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

旭川市（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 指定施業要件変更予定 旭川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所

- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

旭川市（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 指定施業要件変更予定 旭川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所

- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

旭川市（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 指定施業要件変更予定 旭川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所

- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備
た目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 5(1) 指定施業要件変更予定 旭川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所

- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備
た目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 旭川市（次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 旭川市（次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。） 6(1) 指定施業要件変更予定 旭川市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 保安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。） 7(1) 指定施業要件変更予定 旭川市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 保安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法	(ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。） 8(1) 指定施業要件変更予定 次に掲げる告示で定めるところによる。 保安林の所在場所と指定の目的 昭和63年7月11日農林水産省告示第972号7 (2) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。） 9(1) 指定施業要件変更予定 上川郡鷹栖町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 保安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び鷹栖町役場に備え置いて縦覧に供する。）
--	--

- 10(1) 指定施業要件変更予定 上川郡鷹栖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所
- (2) 保安林として指定され 公衆の保健
た目的
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び鷹栖町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 11(1) 指定施業要件変更予定 上川郡愛別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
愛別町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び愛別町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 12(1) 指定施業要件変更予定 上川郡愛別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所

- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
愛別町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び愛別町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 13(1) 指定施業要件変更予定 上川郡愛別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び愛別町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 14(1) 指定施業要件変更予定 上川郡東川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 東川町（次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 東川町（次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。） 15(1) 指定施業要件変更予定 上川郡東川町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 保安林の所在場所 (2) 保安林として指定され 水源のかん養 た目的 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 東川町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。） 16(1) 指定施業要件変更予定 上川郡東川町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 保安林の所在場所 (2) 保安林として指定され 水源のかん養 た目的	(3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。） 17(1) 指定施業要件変更予定 上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 保安林の所在場所 (2) 保安林として指定され 水源のかん養 た目的 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。） 18(1) 指定施業要件変更予定 上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 保安林の所在場所 (2) 保安林として指定され 水源のかん養 た目的 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 美瑛町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
--	--

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

19(1) 指定施業要件変更予定 上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林の所在場所

(2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第404号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

- | | |
|----------|---|
| 1 路線名 | 新得町道北新内線 |
| 2 工事区間 | 上川郡新得町字新内153番10地先から
上川郡新得町字新内153番4地先まで |
| 3 工事の種類 | 改築 |
| 4 工事開始の日 | 平成15年3月26日 |

北海道告示第405号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

- | | |
|----------|--|
| 1 路線名 | 足寄町道足寄白糠線 |
| 2 工事区間 | 足寄郡足寄町稲牛352番7地先から
足寄郡足寄町稲牛388番5地先まで |
| 3 工事の種類 | 改築 |
| 4 工事完了の日 | 平成15年3月27日 |

北海道告示第406号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による市道の工事を次のとおり開始する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

- | | |
|----------|--|
| 1 路線名 | 三笠市道美園幌内線 |
| 2 工事区間 | (1) 三笠市唐松青山町61番地先から
三笠市唐松緑町12番3地先まで
(2) 三笠市幌内末広町75番地先から
三笠市幌内1丁目228番9地先まで |
| 3 工事の種類 | 改築 |
| 4 工事開始の日 | 平成15年3月19日 |

北海道告示第407号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

- | | |
|----------|--|
| 1 路線名 | 浜頓別町道浜頓別常磐線 |
| 2 工事区間 | 枝幸郡浜頓別町字戸出3961番地7地先から
枝幸郡浜頓別町字戸出3965番地1地先まで |
| 3 工事の種類 | 改築 |
| 4 工事完了の日 | 平成15年3月27日 |

北海道告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道 道 恵庭岳公園線	恵庭市盤尻国有林石狩森林管理署5173林班い5小班地先から恵庭市盤尻国有林石狩森林管理署5176林班い2小班地先まで	平成15. 3.20
道 道 三笠栗山線	夕張郡栗山町字鳩山363番8地先から夕張郡栗山町字鳩山344番2地先まで	同 15. 3.14

北海道告示第409号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 免 許 年 月 日 平成15年3月4日
- 2 免許を受けた者
 - (1) 名 称 北海道
 - (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
 - (3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也
- 3 埋 立 区 域
 - (1) 位 置 枝幸郡枝幸町目梨泊7832番、7288番、232番1、232番2及び232番3地先の公有水面
 - (2) 区 域 次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

①の地点	4等三角点目梨泊（北緯45度02分07秒3602、東経142度31分15秒7120、X = 115,065.120、Y = 21,352.070）から方向角172度07分37秒の方向128.17mの地点
②の地点	①の地点から方向角124度59分51秒の方向1.70mの地点
③の地点	②の地点から方向角186度49分48秒の方向121.39mの地点
④の地点	③の地点から方向角96度35分00秒の方向97.04mの地点
⑤の地点	④の地点から方向角188度28分13秒の方向1.50mの地点

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ⑥の地点 | ⑤の地点から方向角276度35分00秒の方向98.50mの地点 |
| (3) 面 積 | 330.41m ² |
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位 置 枝幸郡枝幸町目梨泊7832番、7288番、232番1、232番2及び232番3地先並びに7832番及び7288番
 - (2) 区 域 次のS1の地点からS7の地点までを順次に結んだ線及びS1の地点とS7の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

S1の地点	4等三角点目梨泊（北緯45度02分07秒3602、東経142度31分15秒7120、X = 115,065.120、Y = 21,352.070）から方向角172度42分55秒の方向124.13mの地点
S2の地点	S1の地点から方向角124度59分13秒の方向6.53mの地点
S3の地点	S2の地点から方向角186度49分48秒の方向121.19mの地点
S4の地点	S3の地点から方向角96度17分13秒の方向96.61mの地点
S5の地点	S4の地点から方向角187度52分42秒の方向9.65mの地点
S6の地点	S5の地点から方向角276度35分01秒の方向106.08mの地点
S7の地点	S6の地点から方向角6度49分48秒の方向126.19mの地点
 - (3) 面 積 2,171.77m²
 - 5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第410号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) しゅん功認可の年月日 平成15年3月5日
- (2) しゅん功認可を受けた者

ア 氏 名 又 は 名 称	北海道
イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 代 表 者 の 氏 名	北海道知事 堀 達也
- (3) 埋 立 区 域

ア 位 置	積丹郡積丹町大字野塚町21番11、22番12及び23番2地先の公有水面
イ 区 域	次の1の地点から7の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と7の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

1の地点	3級基準点 基1（北緯43度20分33秒2273、東経140度27分01秒6747（X = - 73,009.324、Y = 16,611.744））の地点から方向角147度39分35秒の方向25.00mの地点	P 5の地点	P 4の地点から方向角43度16分59秒の方向20.36mの地点
2の地点	1の地点から方向角335度58分59秒の方向15.30mの地点	P 6の地点	P 5の地点から方向角32度49分25秒の方向21.47mの地点
3の地点	2の地点から方向角65度53分42秒の方向50.04mの地点	P 7の地点	P 6の地点から方向角34度12分08秒の方向21.28mの地点
4の地点	3の地点から方向角155度41分51秒の方向5.07mの地点	P 8の地点	P 7の地点から方向角37度19分16秒の方向20.89mの地点
5の地点	4の地点から方向角203度57分11秒の方向13.53mの地点	P 9の地点	P 8の地点から方向角37度18分42秒の方向7.13mの地点
6の地点	5の地点から方向角252度10分37秒の方向10.06mの地点	P 10の地点	P 9の地点から方向角155度54分22秒の方向9.51mの地点
7の地点	6の地点から方向角235度42分53秒の方向10.15mの地点	P 11の地点	P 10の地点から方向角155度55分35秒の方向17.49mの地点
ウ 面 積	672.74m ²	P 12の地点	P 11の地点から方向角68度18分18秒の方向0.10mの地点
(4) 免許年月日及び番号	昭和60年7月19日 海港第162号指令	P 13の地点	P 12の地点から方向角155度58分18秒の方向14.67mの地点
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	積丹町	P 14の地点	P 13の地点から方向角65度55分36秒の方向4.09mの地点
2(1) しゅん功認可の年月日	平成15年3月5日	P 15の地点	P 14の地点から方向角335度59分10秒の方向46.55mの地点
(2) しゅん功認可を受けた者		P 16の地点	P 15の地点から方向角234度11分23秒の方向4.32mの地点
ア 氏 名 又 は 名 称	北海道	P 17の地点	P 16の地点から方向角234度10分44秒の方向64.62mの地点
イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目	P 18の地点	P 17の地点から方向角324度12分47秒の方向15.71mの地点
ウ 代 表 者 の 氏 名	北海道知事 堀 達也	P 19の地点	P 18の地点から方向角234度11分21秒の方向72.97mの地点
(3) 埋 立 区 域		P 20の地点	P 19の地点から方向角234度07分54秒の方向1.85mの地点
ア 位 置	積丹郡積丹町大字野塚町22番5、23番2、24番1、24番3、26番4、26番5及び26番6地先の公有水面	P 21の地点	P 20の地点から方向角234度07分55秒の方向2.45mの地点
イ 区 域	次のP 1の地点からP 23の地点までを順次に結んだ線及びP 1の地点とP 23の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	P 22の地点	P 21の地点から方向角144度04分55秒の方向77.15mの地点
P 1の地点	野塚漁港漁港原点（北緯43度20分28秒7179、東経140度27分14秒3382（X = - 73,156.705、Y = 16,538.945））から方向角331度58分31秒の方向64.55mの地点	P 23の地点	P 22の地点から方向角54度04分30秒の方向2.42mの地点
P 2の地点	P 1の地点から方向角55度40分02秒の方向11.77mの地点	ウ 面 積	4,777.69m ²
P 3の地点	P 2の地点から方向角66度17分10秒の方向20.45mの地点		
P 4の地点	P 3の地点から方向角44度43分35秒の方向20.27mの地点		

- (4) 免許年月日及び番号 平成12年10月24日
砂防第47 - 20号指令
- (5) 公有水面埋立法第22条第 積丹町
3項の市町村名

北海道告示第411号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

留萌市瀬越その2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡市町	地番	標柱番号
留萌市	瀬越町 36番	1
同	大町3丁目 35番	2、3
同	瀬越町 38番	4、5
同	同 47番	6

北海道告示第412号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

1 小樽都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・2・1号中央通	小樽市色内2丁目	小樽市稲穂3丁目	小樽市稲穂3丁目
幹線街路	3・2・2号花園学校通	小樽市花園3丁目	小樽市花園4丁目	小樽市花園4丁目

幹線街路	3・3・5号住吉線	小樽市住吉町	小樽市住ノ江1丁目	小樽市住ノ江1丁目
幹線街路	3・3・6号公園通	小樽市山田町	小樽市花園4丁目	小樽市花園3丁目
幹線街路	3・3・7号小樽中央線	小樽市塩谷1丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市稲穂2丁目
幹線街路	3・3・8号蘭島中央線	小樽市蘭島1丁目	小樽市忍路1丁目	小樽市蘭島1丁目
幹線街路	3・4・9号銭函運河線	小樽市銭函2丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函3丁目
幹線街路	3・4・10号手宮仲通	小樽市清水町	小樽市色内3丁目	小樽市豊川町
幹線街路	3・4・11号龍宮通	小樽市色内2丁目	小樽市稲穂4丁目	小樽市稲穂4丁目
幹線街路	3・4・12号緑山手線	小樽市色内1丁目	小樽市天神1丁目	小樽市稲穂2丁目
幹線街路	3・4・13号入舟線	小樽市住吉町	小樽市松ヶ枝1丁目	小樽市入船1丁目
幹線街路	3・4・14号若松線	小樽市住吉町	小樽市天神2丁目	小樽市奥沢1丁目
幹線街路	3・4・15号本通線	小樽市色内2丁目	小樽市勝納町	小樽市堺町
幹線街路	3・4・16号大通北線	小樽市錦町	小樽市新富町	小樽市稲穂2丁目
幹線街路	3・4・18号銭函海岸線	小樽市銭函2丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函2丁目
幹線街路	3・4・19号高島中央線	小樽市高島2丁目	小樽市高島5丁目	小樽市高島3丁目
幹線街路	3・4・20号祝津山手線	小樽市稲穂5丁目	小樽市祝津2丁目	小樽市錦町
幹線街路	3・4・21号長橋線	小樽市梅ヶ枝町	小樽市長橋2丁目	小樽市清水町
幹線街路	3・4・22号花穂中央線	小樽市色内1丁目	小樽市緑4丁目	小樽市稲穂1丁目
幹線街路	3・4・23号公園南通	小樽市入船4丁目	小樽市緑2丁目	小樽市入船5丁目
幹線街路	3・4・24号最上町線	小樽市緑2丁目	小樽市最上2丁目	小樽市最上1丁目

幹線街路	3・4・25号 奥 船 線	小樽市入船2丁目	小樽市奥沢3丁目	小樽市奥沢3丁目
幹線街路	3・4・26号 新 富 線	小樽市勝納町	小樽市新富町	小樽市新富町
幹線街路	3・4・27号 桜 町 本 通	小樽市桜2丁目	小樽市桜1丁目	小樽市桜1丁目
幹線街路	3・4・28号 幸 線	小樽市長橋4丁目	小樽市オタモイ1丁目	小樽市幸2丁目
幹線街路	3・4・29号 オタモイ線	小樽市オタモイ1丁目	小樽市オタモイ1丁目	小樽市オタモイ1丁目
幹線街路	3・4・30号 蘭 島 仲 通	小樽市蘭島1丁目	小樽市蘭島1丁目	小樽市蘭島1丁目
幹線街路	3・4・31号 蘭島海岸線	小樽市蘭島1丁目	小樽市蘭島1丁目	小樽市蘭島1丁目
幹線街路	3・4・32号 十 万 坪 線	小樽市桂岡町	小樽市桂岡町	小樽市桂岡町
幹線街路	3・4・33号 御 膳 水 通	小樽市銭函2丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函3丁目
幹線街路	3・5・37号 新 宮 横 通	小樽市銭函2丁目	小樽市星野町	小樽市見晴町
幹線街路	3・6・38号 海岸高島線	小樽市錦町	小樽市祝津3丁目	小樽市手宮1丁目
幹線街路	3・5・42号 東小樽環状線	小樽市天神1丁目	小樽市新光4丁目	小樽市望洋台1丁目
幹線街路	3・4・43号 望 洋 線	小樽市真栄2丁目	小樽市桜4丁目	小樽市望洋台2丁目
幹線街路	3・4・44号 桜 台 線	小樽市桜4丁目	小樽市望洋台1丁目	小樽市望洋台1丁目
幹線街路	3・4・45号 長 橋 大 通	小樽市オタモイ1丁目	小樽市長橋2丁目	小樽市長橋4丁目
幹線街路	3・4・46号 長橋小学校通	小樽市長橋4丁目	小樽市長橋5丁目	小樽市長橋5丁目
幹線街路	3・4・47号 和宇尻中央通	小樽市張碓町	小樽市銭函1丁目	小樽市銭函1丁目
幹線街路	3・4・48号 礼 文 塚 通	小樽市張碓町	小樽市張碓町	小樽市張碓町
幹線街路	3・4・49号 歌 棄 通	小樽市銭函1丁目	小樽市銭函1丁目	小樽市銭函1丁目
幹線街路	3・4・50号 銭 函 新 通	小樽市銭函1丁目	小樽市銭函1丁目	小樽市銭函1丁目
幹線街路	3・3・51号 勝納築港線	小樽市築港	小樽市築港	小樽市築港

幹線街路	3・3・52号 築港海岸通	小樽市築港	小樽市築港	小樽市築港
幹線街路	3・4・53号 ほしみ駅南通	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函3丁目
幹線街路	3・1・500号 道 央 新 道	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函3丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 網走都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・3・1号 北 中 央 通	網走市新町1丁目	網走市北6条東1丁目	網走市北6条西6丁目
幹線街路	3・4・8号 西 山 通	網走市北6条西4丁目	網走市潮見8丁目	網走市錦町
幹線街路	3・4・9号 天 都 台 通	網走市字天都山	網走市錦町	網走市錦町
幹線街路	3・4・10号 中 央 通	網走市南8条東1丁目	網走市海岸町	網走市北6条東1丁目
幹線街路	3・4・11号 北 山 通	網走市北6条西3丁目	網走市海岸町	網走市北11条西4丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 稚内都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・2・1号 広 場 通	稚内市大黒1丁目	稚内市大黒1丁目	稚内市大黒1丁目
幹線街路	3・2・2号 官 衙 通	稚内市大黒4丁目	稚内市潮見1丁目	稚内市大黒4丁目
幹線街路	3・3・3号 開 運 通	稚内市中央3丁目	稚内市朝日4丁目	稚内市大黒4丁目
幹線街路	3・3・4号 文 化 通	稚内市港2丁目	稚内市港2丁目	稚内市港2丁目
幹線街路	3・4・5号 本 通 南 線	稚内市中央3丁目	稚内市潮見4丁目	稚内市大黒4丁目

幹線街路	3・4・6号	波止場通	稚内市中央2丁目	稚内市中央2丁目	稚内市中央2丁目
幹線街路	3・4・7号	大通	稚内市中央3丁目	稚内市中央3丁目	稚内市中央3丁目
幹線街路	3・4・8号	病院通	稚内市大黒4丁目	稚内市こまどり2丁目	稚内市こまどり1丁目
幹線街路	3・4・10号	栄通	稚内市潮見2丁目	稚内市栄5丁目	稚内市栄3丁目
幹線街路	3・4・11号	緑通	稚内市港4丁目	稚内市緑1丁目	稚内市緑1丁目
幹線街路	3・5・12号	本通北線	稚内市中央2丁目	稚内市ノシャップ2丁目	稚内市宝来5丁目
幹線街路	3・5・15号	船見通	稚内市大黒3丁目	稚内市緑6丁目	稚内市緑1丁目
幹線街路	3・4・16号	緑・富岡環状通	稚内市緑5丁目	稚内市富岡5丁目	稚内市栄1丁目
幹線街路	3・4・17号	富岡通	稚内市富岡5丁目	稚内市萩見3丁目	稚内市富岡4丁目
幹線街路	3・4・19号	高校通	稚内市栄2丁目	稚内市萩見1丁目	稚内市萩見1丁目
幹線街路	3・4・20号	球場通	稚内市緑3丁目	稚内市こまどり5丁目	稚内市緑4丁目
幹線街路	3・2・21号	はまなす通	稚内市潮見5丁目	稚内市大字声問村字声問	稚内市はまなす5丁目
幹線街路	3・4・22号	朝見通	稚内市萩見5丁目	稚内市富岡4丁目	稚内市萩見5丁目
幹線街路	3・4・23号	青葉通	稚内市大黒4丁目	稚内市栄1丁目	稚内市栄1丁目
幹線街路	3・4・24号	天北通	稚内市緑1丁目	稚内市萩見1丁目	稚内市栄1丁目
幹線街路	3・4・25号	北星通	稚内市朝日2丁目	稚内市若葉台	稚内市朝日2丁目
幹線街路	3・4・26号	萩が丘通	稚内市富岡3丁目	稚内市はまなす5丁目	稚内市富岡3丁目
幹線街路	3・3・27号	公園通	稚内市大字声問村字声問	稚内市大字声問村字声問	稚内市大字声問村字声問

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達也

- | | | |
|-----|---------------|-------------------------|
| 1 | 施行者の名称 | 留辺薬町 |
| 2 | 都市計画事業の種類及び名称 | 留辺薬都市計画下水道事業留辺薬公共下水道 |
| 3 | 事業の施行期間 | 昭和54年3月3日から平成19年3月31日まで |
| 4 | 事業地 | |
| (1) | 収用の部分 | 変更なし |
| (2) | 使用の部分 | 変更なし |

北海道告示第414号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達也

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 住 所 | 札幌市南区簾舞2条1丁目5番18号 |
| 2 | 商号又は名称 | 有限会社リゾートニー |
| 3 | 代表者氏名 | 取締役 入江 忠明 |
| 4 | 免許証番号 | 北海道知事 石狩(4)第5241号 |
| 5 | 業務停止の期間 | 平成15年3月19日から23日までの5日間 |
| 6 | 業務停止の範囲 | 宅地建物取引業の全業務 |

北海道告示第415号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達也

2 収納代理金融機関の項株式会社あさひ銀行の事項を削り、同項株式会社大和銀行の事項を次のように改める。

株 式 会 社 り そ な 銀 行 大 阪 市 道内に所在する店舗 同
並びに大阪営業部、

大阪中央営業部、梅田支店、梅田北口支店、東京営業部、東京中央支店、室町支店、赤坂支店、八重洲口支店、大手町営業部、虎ノ門支店、新宿支店、新宿新都心支店、上野支店、上野中央支店、品川支店、大森支店、大森西支店、浅草支店、渋谷支店、渋谷西支

店、本郷支店及び五反田支店

2 収納代理金融機関の項みずほアセット信託銀行株式会社の事項中「みずほアセット信託銀行株式会社」を「みずほ信託銀行株式会社」に改める。

公 表

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第7項の規定により、平成14年8月から11月までに検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年	試験結果の概要（％）						備考
				粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	リン	粗繊維	粗灰分	
幕別町 アメリカンフォダー株式会社	幕別町 アメリカンフォダー株式会社	深谷04	H14.11	17.6	5.1	0.15	0.77	5.7	4.6	粗灰分表示成分量（4.1％以下）に対し0.5％過剰
石狩市 株式会社 北星	石狩市 株式会社 北星	バンビーノ	H14. 8	39.0	19.9	0.2	0.6	6.0	-	粗繊維表示成分量（5.0％以下）に対し1.0％過剰
石狩市 株式会社 北星	石狩市 株式会社 北星	焙煎圧扁大豆	同	43.4	20.2	0.2	0.7	4.5	-	
石狩市 株式会社 ケーアンドケー	石狩市 株式会社 ケーアンドケー	モーゲンキ	同	14.2	18.9	0.1	2.1	10.5	11.2	

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
北広島市 ゴードー溶剤株式会社 札幌工場	札幌市 ゴードー溶剤株式会社 札幌工場	アルコール入り酵母エキス混合飼料	イースロン	H14. 6	動物性たん白質 - 動物由来DNA	無
釧路市 釧路飼料株式会社 釧路工場	岩見沢市 北海道日配販売株式会社	ほ乳期子牛育成用配合飼料	日配ほ乳期子牛育成用配合飼料まきばの薫り	不明	同	同

苫小牧市 雪印種苗株式会社 苫小牧工場	旭川市 雪印種苗株式会社 旭川営業所	乳用牛飼育用配合飼料	スノーパワー18S	H14.11	動物性たん白質 - 動物由来DNA	無
三重県鈴鹿市 清和酵源株式会社 本社工場	浜頓別町 北海道オリオン株式会社 浜頓別営業所	発酵飼料	H I ビタコーゲン	H14. 8	同	同
アメリカ コンクリン社	帯広市 丸善薬品株式会社帯広支店	生菌入り混合飼料	ファーストラック プロバイオ ティックバック	H14. 1	同	同
幕別町 アメリカンフォダー株式会 社	幕別町 アメリカンフォダー株式会 社	牛用混合飼料	深谷04	H14.11	同	同
帯広市 全国酪農業協同組合連合会 TMR供給センター	帯広市 全国酪農業協同組合連合会 TMR供給センター	牛用混合飼料	山口和夫混合	同	同	同
広尾町 丸光商事有限会社	広尾町 丸光商事有限会社	混合飼料	キトナーゼ	不明	同	同

自治労亀田清掃労働組合 執行委員長 工藤由一から、平成15年3月5日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 事 件
- (1) 賃上げ等の要求に関する係争
(2) その他の要求に関する係争
- 2 日 時
- 平成15年3月18日午前8時30分以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場 所
- 株式会社亀田清掃において、自治労亀田清掃労働組合の組合員が従事する全職場
- 4 概 要
- あらゆる形の争議行為を行う。

北見赤十字病院労働組合 執行委員長 西村節子から、平成15年2月28日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 事 件
- (1) 増員等の要求に関する係争
(2) 勤務体制等の要求に関する係争

(3) その他の要求に関する係争

- 2 日 時
- 平成15年3月17日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場 所
- 北見赤十字病院において、北見赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場
- 4 概 要
- あらゆる形の争議行為を行う。

公 告

北海道立野幌森林公園駐車場条例（昭和46年北海道条例第5号）第4条の規定に基づき、平成15年度における北海道百年記念塔前駐車場及び北海道開拓の村前駐車場の供用期間を4月1日から11月3日までに変更した。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

支 庁 公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年3月14日

北海道石狩支庁長 山 本 文 夫

1 業務概要

- (1) 業 務 名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業 / 平成15年度環境生活監視・啓発パトロール事業
- (2) 業務内容 依然として後を絶たない廃棄物の不適正処理及び不法投棄等（以下「不法処理」という。）を防止するため、パトロール車による巡回パトロール及び広報・啓発活動（以下「パトロール等」という。）を実施することにより、廃棄物の不法処理の未然防止と早期発見を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する。
- また、パトロール中に交通安全の広報啓発や停留監視をパトロール等と効率よく組み合わせることにより、交通安全意識の高揚や事故の未然防止を図る。
- (3) 委託期間 契約締結後30日以内から実施し、最長6箇月以内
- (4) 事業区域 札幌市を除く石狩支庁管内
- (5) 発 注 者 北海道石狩支庁

2 参加資格及び選定基準

- (1) プロポーザルの提出者に要求される資格
- ア 北海道公安委員会から警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。
- イ 北海道公安委員会に警備業法第5条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。
- ウ 平成15年4月1日現在において、引き続き2年以上事業を営んでいること。
- エ 石狩支庁管内に活動拠点を有すること。
- オ 過去に石狩支庁管内においてパトロール又は警備業務を受託し、確実に履行した実績を有すること。
- カ 資本金が1,000万円以上であること。
- (2) プロポーザルの選定基準
- 次の事項から、総合的に審査し選定する。
- ア 緊急地域雇用創出特別対策推進事業としての満足度（新規雇用等）
- (ア) 事業費に占める人件費割合が原則としておおむね8割以上であること。
- (イ) 事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が原則としておおむね4分の3以上であること。
- イ 業務処理体制の充実度
- ウ 企画提案の妥当性及び充実度

- (ア) 監視パトロール業務内容の柔軟性及び効果を高めるための創意性
- (イ) 不法処理防止及び交通安全の広報啓発活動の企画性

3 手続き等

- (1) 担当部局
- 郵便番号 060 - 8558 札幌市中央区北3条西7丁目
- 北海道石狩支庁地域政策部環境生活課
- 〈担当 廃棄物対策係 星賀、太田〉
- 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 493
- ファクシミリ 011 - 232 - 1156
- (2) プロポーザル説明書の交付期間及び場所
- ア 平成15年3月17日（月）から24日（月）まで（交付時間は、午前9時から午後5時まで）
- イ 交付場所は3の(1)に同じ。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
- ア 平成15年3月26日（水）午後5時まで
- イ 提出場所は3の(1)に同じ。
- ウ 持参すること。
- (4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び方法
- ア 平成15年4月9日（水）午後5時まで
- イ 提出場所は3の(1)に同じ。
- ウ 持参すること（郵便及びファクシミリ等による提出は認めない。）。)

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
- 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
- 3の(1)に同じ。
- (4) プロポーザルに関する説明
- 提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。
- (5) 詳細は、プロポーザル説明書による。

道札幌北道税事務所告示

北海道札幌北道税事務所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月14日

北海道札幌北道税事務所長 川 端 稔

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

北海道札幌北道税事務所清掃業務一式

(2) 業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市北区北22条西2丁目1番30号 北海道札幌北道税事務所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成13年1月1日以降、資格審査を申請する日までに道から庁舎等清掃業務の受注実績がある場合には、業務改善命令等を受けていないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(1)から(3)までに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(1) 申請の時期 平成15年3月17日（月）から20日（木）まで

(2) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(3) 申請書類の提出先 郵便番号 001 - 8588 札幌市北区北22条西2丁目1番30号 北海道札幌北道税事務所管理課 電話番号 011 - 746 - 1192

4 契約事項を示す場所

札幌市北区北22条西2丁目1番30号 北海道札幌北道税事務所管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市北区北22条西2丁目1番30号 北海道札幌北道税事務所3階会議室

(2) 入札日時 平成15年3月26日（水）午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市北区北22条西2丁目1番30号 北海道札幌北道税事務所管理課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道札幌北道税事務所管理課
イ 所 在 地 郵便番号 001 - 8588 札幌市北区北22条西2丁目1番30号
電話番号 011 - 746 - 1192

(4) この入札及び契約は、手続の停止等が有り得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) この入札の執行は、公開とする。

北海道札幌北道税事務所告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月14日

北海道札幌北道税事務所長 川 端 稔

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

北海道札幌北道税事務所警備業務一式

(2) 業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市北区北22条西2丁目1番30号 北海道札幌北道税事務所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成13年1月1日以降、資格審査を申請する日までに道から庁舎等警備業務の受注実績がある場合には、業務改善命令等を受けていないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(1)から(3)までに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(1) 申請の時期 平成15年3月17日（月）から20日（木）まで

(2) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(3) 申請書類の提出先 郵便番号 001 - 8588 札幌市北区北22条西2丁目1番30号

北海道札幌北道税事務所管理課

電話番号 011 - 746 - 1192

4 契約事項を示す場所

札幌市北区北22条西2丁目1番30号 北海道札幌北道税事務所管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市北区北22条西2丁目1番30号

北海道札幌北道税事務所3階会議室

(2) 入札日時 平成15年3月26日（水）午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市北区北22条西2丁目1番30号

北海道札幌北道税事務所管理課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道札幌北道税事務所管理課

イ 所 在 地 郵便番号 001 - 8588 札幌市北区北22条西2丁目1番30号
電話番号 011 - 746 - 1192

(4) この入札及び契約は、手続の停止等が有り得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) この入札の執行は、公開とする。

北海道札幌北道税事務所告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月14日

北海道札幌北道税事務所長 川 端 稔

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

北海道札幌北道税事務所暖房機械設備等の運転及び保守点検業務一式

(2) 業 務 の 仕 様 等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 札幌市北区北22条西2丁目1番30号 北海道札幌北道税事務所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成13年1月1日以降、資格審査を申請する日までに道からボイラー等運転操作業務の受注実績がある場合には、業務改善命令等を受けていないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167

条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(1)から(3)までに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(1) 申 請 の 時 期 平成15年3月17日（月）から20日（木）まで

(2) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(3) 申請書類の提出先 郵便番号 001 - 8588 札幌市北区北22条西2丁目1番30号
北海道札幌北道税事務所管理課
電話番号 011 - 746 - 1192

4 契約事項を示す場所

札幌市北区北22条西2丁目1番30号 北海道札幌北道税事務所管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市北区北22条西2丁目1番30号

北海道札幌北道税事務所3階会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年3月26日（水）午後1時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市北区北22条西2丁目1番30号

北海道札幌北道税事務所管理課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札が行われ

た場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否
要

12 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道札幌北道税事務所管理課

イ 所 在 地 郵便番号 001 - 8588 札幌市北区北22条西2丁目1番30号
電話番号 011 - 746 - 1192

(4) この入札及び契約は、手続の停止等が有り得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) この入札の執行は、公開とする。

道札幌南道税事務所告示

北海道札幌南道税事務所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月14日

北海道札幌南道税事務所長 藤 島 一 夫

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

北海道札幌南道税事務所警備業務一式

(2) 業 務 の 仕 様 等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 札幌市豊平区中の島2条2丁目3番6号

北海道札幌南道税事務所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成13年1月1日以降、資格審査を申請する日までに道から庁舎等警備業務の受注実績がある場合には、業務改善命令等を受けていないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(1)から(3)までに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(1) 申 請 の 時 期 平成15年3月17日（月）から20日（木）まで

(2) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(3) 申請書類の提出先 郵便番号 062 - 0922 札幌市豊平区中の島2条2丁目3番6号
北海道札幌南道税事務所管理課
電話番号 011 - 823 - 2301

4 契約事項を示す場所

札幌市豊平区中の島2条2丁目3番6号 北海道札幌南道税事務所管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市豊平区中の島2条2丁目3番6号

北海道札幌南道税事務所2階会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年3月26日（水）午後2時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市豊平区中の島2条2丁目3番6号 北海道札幌南道税事務所管理課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 最低制限価格の設定 この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 11 契約書作成の要否 要 12 そ の 他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道札幌南道税事務所管理課 イ 所 在 地 郵便番号 062 - 0922 札幌市豊平区中の島2条2丁目3番6号 電話番号 011 - 823 - 2301 (4) この入札及び契約は、手続の停止等が有り得る。 (5) 詳細は、入札説明書による。 (6) この入札の執行は、公開とする。 北海道札幌南道税事務所告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	平成15年3月14日 北海道札幌南道税事務所長 藤 島 一 夫 1 入札に付する事項 (1) 業務の名称及び数量 北海道札幌南道税事務所清掃業務一式 (2) 業 務 の 仕 様 等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで (4) 履 行 場 所 札幌市豊平区中の島2条2丁目3番6号 北海道札幌南道税事務所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 平成13年1月1日以降、資格審査を申請する日までに道から庁舎等清掃業務の受注実績がある場合には、業務改善命令等を受けていないこと。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(1)から(3)までに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (1) 申 請 の 時 期 平成15年3月17日（月）から20日（木）まで (2) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 (3) 申請書類の提出先 郵便番号 062 - 0922 札幌市豊平区中の島2条2丁目3番6号 北海道札幌南道税事務所管理課 電話番号 011 - 823 - 2301 4 契約事項を示す場所 札幌市豊平区中の島2条2丁目3番6号 北海道札幌南道税事務所管理課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市豊平区中の島2条2丁目3番6号 北海道札幌南道税事務所2階会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年3月26日（水）午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
--	--

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市豊平区中の島2条2丁目3番6号
北海道札幌南道税事務所管理課

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道札幌南道税事務所管理課

イ 所 在 地 郵便番号 062 - 0922 札幌市豊平区中の島2条2丁目3番6号
電話番号 011 - 823 - 2301

- (4) この入札及び契約は、手続の停止等が有り得る。
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) この入札の執行は、公開とする。

道 札 幌 土 木 現 業 所 告 示

北海道札幌土木現業所告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月14日

北海道札幌土木現業所長 佐 藤 功

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
除雪装置（トラックグレーダ） 1基
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 限 平成15年3月31日
- (4) 納 入 場 所 北海道札幌土木現業所長沼出張所管内指定場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所第3会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年3月20日 午前11時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 (3) 交 付 期 間 平成15年3月14日（金）から18日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで） 7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成15年3月19日 (2) 提 出 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取り扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目 電話番号 011 - 561 - 0201 内線 207 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	(5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は入札説明書による。
道教育庁渡島教育局告示	
北海道教育庁渡島教育局告示第6号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年3月14日 北海道教育庁渡島教育局長 平 塚 努 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 渡島管内道立高等学校消防用設備等点検業務委託一式 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで (4) 履 行 場 所 渡島管内道立高等学校 17校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 平成15年3月1日現在において、渡島支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。 (4) 平成12年12月26日消防庁告示第24号本文1の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、消火器具・屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・連結送水管・粉末消火設備・自動火災報知設備・非常放送設備・漏電火災警報器・避難器具・誘導灯・誘導標識・防火シャッターの消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確実に実施するために3人以上の人員を従事させることができること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年3月14日（金）から24日（月）まで（午前9時から午後5時まで） イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島合同庁舎4階403会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年4月1日（火）午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号

電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁渡島教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月14日

北海道教育庁渡島教育局長 平 塚 努

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

渡島管内道立特殊教育諸学校消防用設備等点検業務委託一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 渡島管内道立特殊教育諸学校 7校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成15年3月1日現在において、渡島支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

(4) 平成12年12月26日消防庁告示第24号本文1の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、消火器具・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・非常放送設備・漏電火災警報器・避難器具・誘導灯・誘導標識・自家発電装置・防火シャッターの消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確

実に実施するために3人以上の人員に従事させることができること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成15年3月14日（金）から24日（月）まで（午前9時から午後5時まで） イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403会議室 (2) 入札日時 平成15年4月1日（火）午前11時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 その他 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 北海道教育庁渡島教育局告示第8号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年3月14日 北海道教育庁渡島教育局長 平 塚 努 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価） ア パーソナルコンピュータ 一式 126台（職業科×3校） イ パーソナルコンピュータ 一式 42台（普通科×1校）
--	---

- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間
ア 平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年5月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
イ 平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年5月29日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納 入 期 日 平成15年6月2日（月）
- (5) 納 入 場 所
ア 北海道函館水産高等学校、北海道大野農業高等学校及び北海道森高等学校
イ 北海道松前高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成15年3月17日（月）から31日（月）まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403号会議室（郵送による場合は、郵便番号 041 - 8557 北海道教育庁渡島教育局企画総務課）

- (2) 入 札 日 時
ア 平成15年4月23日（水）午前10時（郵送による場合は、平成15年4月22日（火）までに必着のこと。）
イ 平成15年4月23日（水）午前11時（郵送による場合は、平成15年4月22日（火）までに必着のこと。）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ 一式 42台（普通科）
- (2) 予 定 時 期
平成15年10月ころ
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 9 落 札 者 の 決 定 方 法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契 約 書 作 成 の 要 否
要
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117 (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 12 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : a . Personal Computer 126 1set b . Personal Computer 42 1set B . Bid tendering date and time : a . 10 : 00 A. M., April 23, 2003 (If mailed, bids must arrive no later than April 22) b . 11 : 00 A. M., April 23, 2003 (If mailed, bids must arrive no later than April 22) C . Contact Accounting Division , General Affairs Department, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 6-16, Mihara 4, Hakodate-shi, Hokkaido, 041-8557, Japan Phone : 0138-47-9000 Ext. 3117	檜山管内道立学校消防用設備等点検業務委託一式 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日まで (4) 履 行 場 所 北海道江差高等学校、北海道檜山北高等学校、北海道奥尻高等学校、北海道熊石高等学校、北海道江差南高等学校、北海道上ノ国高等学校及び北海道今金高等養護学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 平成12年12月26日消防庁告示第24号本文 1 の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、上記 1 の(1)の消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確実に実施するために 3 人以上の人員を従事させることができること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、 2 の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年 3 月14日（金）から24日（月）まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地 3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地 3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地 3 北海道檜山合同庁舎別館 4 階講堂 (2) 入 札 日 時 平成15年 4 月 1 日（火）午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札
道教育庁檜山教育局告示	
北海道教育庁檜山教育局告示第 5 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年 3 月14日 北海道教育庁檜山教育局長 内 田 幹 秀 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする役務の名称及び数量	

保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道教育庁檜山教育局企画総務課

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
電話番号 01395 - 2 - 1010 内線 3115

- (4) この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月14日

北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 後志管内道立学校消防用設備等点検業務委託（Aブロック）

イ 委託対象校

- (ア) 小樽潮陵高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機、避難器具及び誘導灯・誘導標識

- (イ) 小樽桜陽高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機、避難器具及び誘導灯・誘導標識

- (ウ) 小樽工業高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、連結送水管設備、粉末消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター

- (エ) 小樽水産高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、連結送水管設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター

- (オ) 喜茂別高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機及び誘導灯・誘導標識

- (カ) 倶知安農業高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター

- (キ) 古平高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター

- (2) 調達を要する役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

- (4) 履 行 場 所 (1)の委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成12年12月26日消防庁告示第24号本文 1 の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、上記 2 の(1)の消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確実に実施するために3人以上の人員を従事させることができること。
- (4) 委託対象校に2の(1)の消防設備等点検を行うことができる者を速やかに派遣できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年3月14日から20日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志支庁4号会議室
- (2) 入札日時 平成15年4月1日（火）午後2時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条の定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁後志教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は入札説明書による。

北海道教育庁後志教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月14日

北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 後志管内道立学校消防用設備等点検業務委託（Bブロック）

イ 委託対象校

(ア) 小樽商業高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター

(イ) 寿都高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識

(ウ) 蘭越高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識

(エ) 倶知安高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター

(オ) 共和高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識

(カ) 岩内高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識

(キ) 仁木商業高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識

(ク) 余市高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター

(ケ) 小樽聾学校

消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識、自家発電設備及び防火シャッター

(コ) 高等聾学校

消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識、自家発電設備及び防火シャッター

(サ) 余市養護学校

消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識及び自家発電設備

(シ) 余市養護学校しりべし学園分校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識及び自家発電設備

(2) 調達を要する役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 (1)の委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成12年12月26日消防庁告示第24号本文1の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、上記2の(1)の消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確実に実施するために3人以上の人員を従事させることができること。
- (4) 委託対象校に上記2の(1)の消防設備等点検を行うことができる者を速やかに派遣できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年3月14日から平成15年3月20日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道後志支庁4号会議室

- (2) 入 札 日 時 平成15年4月1日（火）午後2時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条の定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は入札説明書による。 道教育庁日高教育局告示 北海道教育庁日高教育局告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年3月14日 北海道教育庁日高教育局長 工 藤 剛 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 道立学校消防用設備等点検業務委託（東部地区） 委託対象校及び消防用設備等 (ア) 北海道浦河高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯及び防火シャッター (イ) 北海道様似高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター イ 道立学校消防用設備等点検業務委託（中部地区） 委託対象校及び消防用設備等 (ア) 北海道静内高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、ハロゲン化物消火設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、避難器具及び誘導灯・誘導標識 (イ) 北海道静内農業高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、避難器具、誘導灯及び防火シャッター (ウ) 北海道平取養護学校静内ベテカリの園分校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯、自家発電設備及び防火戸 ウ 道立学校消防用設備等点検業務委託（西部地区）
--	--

委託対象校及び消防用設備等

(ア) 北海道平取高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備及び誘導標識

(イ) 北海道富川高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備及び誘導灯・誘導標識

(ウ) 北海道平取養護学校

消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報器、誘導灯、自家発電設備及び防火シャッター

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成12年12月26日消防庁告示第24号本文1の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、上記1の(1)のアからウまでに掲げる各消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確実に実施するために3人以上の人員を従事させることができること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を請求しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年3月14日（金）から24日（月）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057 - 8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局企画総務課

5 入札の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道日高合同庁舎 2階202会議室

(2) 入札日時 1の(1)のア 平成15年4月1日（火）午前10時

1の(1)のイ 同 午前11時

1の(1)のウ 同 午後1時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（総価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁日高教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 057 - 8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 電話番号 01462 - 2 - 2211 内線 3115 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は入札説明書による。	「甲・乙種第1類」、「甲・乙種第4類」、「甲・乙種第5類」、「乙種第6類」、「乙種第7類（釧路市東地区及び釧路市西地区を除く。）」及び「電気工事士」 なお、業務を安全・確実に実施するために、上記の資格を持つ者を含めて3人以上の人員を従事させることができること。 (4) 釧路支庁管内に、(3)に掲げる資格を持つ消防設備士又は第1種及び第2種の消防設備点検資格者が常駐する本社、支社、営業所等を有していること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年3月14日から24日まで イ 申 請 の 方 法 申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085 - 0835 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路支庁別館北海道教育庁釧路教育局会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年4月1日（火）午前9時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課
道教育庁釧路教育局告示 北海道教育庁釧路教育局告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年3月14日 北海道教育庁釧路教育局長 木 村 征 範 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 道立学校消防用設備等点検業務委託（釧路市東地区3校）一式 委託対象校 釧路湖陵高等学校、釧路江南高等学校及び釧路工業高等学校 イ 道立学校消防用設備等点検業務委託（釧路市西地区3校）一式 委託対象校 釧路商業高等学校、釧路北高等学校及び釧路西高等学校 ウ 道立学校消防用設備等点検業務委託（釧路部部地区7校）一式 委託対象校 釧路東高等学校、厚岸水産高等学校、厚岸潮見高等学校 標茶高等学校、弟子屈高等学校、阿寒高等学校及び白糖高等学校 エ 道立学校消防用設備等点検業務委託（特殊学校3校）一式 委託対象校 釧路聾学校、釧路養護学校及び白糖養護学校 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで (4) 履 行 場 所 (1)のアからエまでに掲げる委託対象校による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 次の資格をもつ消防設備士等を有していること。	

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100の分5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁釧路教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0835 北海道釧路市浦見2丁目1番1号
電話番号 0154 - 41 - 1131 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止などがあり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第19号

平成15年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40

万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成15年3月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数 92,503

3分の1の数 837,522

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

石狩支庁所管区域	22,676	小 樽 市	41,538
渡島支庁所管区域	47,304	旭 川 市	98,977
檜山支庁所管区域	14,910	室 蘭 市	28,609
後志支庁所管区域	30,708	釧 路 市	51,416
空知支庁所管区域	53,864	帯 広 市	46,212
上川支庁所管区域	30,080	北 見 市	30,001
留萌支庁所管区域	10,124	岩 見 沢 市	22,744
宗谷支庁所管区域	9,696	網 走 市	11,269
網走支庁所管区域	41,284	留 萌 市	7,724
胆振支庁所管区域	19,071	苫 小 牧 市	45,783
日高支庁所管区域	22,819	稚 内 市	11,701
十勝支庁所管区域	50,455	美 唄 市	8,433
釧路支庁所管区域	22,404	江 別 市	32,370
根室支庁所管区域	13,924	紋 別 市	7,602
札幌市中央区	51,669	士 別 市	6,322
札幌市北区	71,715	名 寄 市	7,385
札幌市東区	67,994	根 室 市	8,828
札幌市白石区	54,904	千 歳 市	23,418
札幌市厚別区	34,178	滝 川 市	12,659
札幌市豊平区	56,785	深 川 市	7,438
札幌市清田区	28,551	富 良 野 市	6,867
札幌市南区	41,728	登 別 市	15,010
札幌市西区	55,518	恵 庭 市	17,244
札幌市手稲区	36,089	伊 達 市	9,885
函 館 市	78,289	北 広 島 市	15,554

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域

50分の1の数	8,593
3分の1の数	138,270
北海道警察旭川方面本部管轄区域	
50分の1の数	12,108
3分の1の数	167,561
北海道警察釧路方面本部管轄区域	
50分の1の数	11,595
3分の1の数	163,285
北海道警察北見方面本部管轄区域	
50分の1の数	5,410
3分の1の数	90,156

道 人 事 委 員 会 規 則

昇給停止に関する経過措置に関する規則をここに公布する。
平成15年3月14日
北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則 7 - 1036
昇給停止に関する経過措置に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第30号。以下「道職員改正条例」という。）附則第3項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第31号。以下「学校職員改正条例」という。）附則第3項（学校職員改正条例附則第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第32号。以下「警察職員改正条例」という。）附則第3項の規定に基づき、職員（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 405。以下「初任給等規則」という。）第2条第1号に規定する職員をいう。以下同じ。）の昇給停止に関する経過措置に関し、必要な事項を定めるものとする。
(改正条例附則第3項前段の規定による昇給)

第2条 道職員改正条例附則第3項前段、学校職員改正条例附則第3項前段及び警察職員改正条例附則第3項前段の人事委員会規則で定める職員は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において50歳に達しており、55歳に達していない職員（北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第4条第1項第3号に規定する教育職給料表又は医療職給料表⁽¹⁾の適用を受ける職員（以下「特例職員」という。）にあっては、

施行日の前日において55歳に達しており、60歳に達していない職員（北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第3条ただし書の規定により定年を年齢70年と定められている職員（以下「特例定年職員」という。）にあっては、施行日の前日において60歳に達しており、65歳に達していない職員）)とする。

2 前項の職員については、55歳（特例職員にあっては、60歳（特例定年職員にあっては、65歳）)に達した日の属する年度の末日を超えて在職する場合も、平成22年3月31日までの間に限り、なお従前の例により北海道職員の給与に関する条例第5条第5項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第6条第5項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。）若しくは北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第6条第5項又は初任給等規則第33条の規定による昇給をさせることができる。
(改正条例附則第3項後段の規定による昇給)

第3条 道職員改正条例附則第3項後段、学校職員改正条例附則第3項後段及び警察職員改正条例附則第3項後段の人事委員会規則で定める職員は、職員から引き続き人事交流等又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定による退職により給料表の適用を受けない北海道職員、職員以外の地方公務員、国家公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫に勤務する者、公益法人等派遣法第10条第2項に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）となり、引き続き職員以外の地方公務員等として勤務した後施行日以後に引き続いて職員となり、引き続き職員として在職している者（施行日前において職員として在職していたことがある者で、施行日前の直近の職員として在職していた日から当該引き続いて職員となった日までの間において、職員以外の地方公務員等として勤務した期間を除き、職員として在職していなかった期間がないものに限る。）のうち、施行日の前日において50歳に達しており、58歳に達していない職員（特例職員にあっては、施行日の前日において55歳に達しており、63歳に達していない職員（特例定年職員にあっては、施行日の前日において60歳に達しており、68歳に達していない職員）)とする。

2 前項の職員の55歳（特例職員にあっては、60歳（特例定年職員にあっては、65歳）)に達した日の属する年度の末日を超えて在職する場合における昇給については、前条第2項の規定を準用する。

附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

道公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

北海道公安委員会規則第1号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項第1号中「第32条第2項第2号」を「第32条第2項」に改める。

第21条中「第32条の2の2第4号」を「第32条の2第4号」に改める。

第21条の7第1項及び第3項中「第24条第6項」を「第24条第7項」に改める。

第21条の8中「第24条第7項」を「第24条第8項」に改める。

第28条中「北海道警察旭川方面本部交通機動隊高速道路交通警察隊長」を「北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊長」に改め、同条の表40号の項中「同市字砺波680番19」を「同市字智恵文2964番25」に改め、同表に次のように加える。

228号	函館市石川町434番7から上磯郡上磯町字中野通497番7まで
------	--------------------------------

別表1中

当該自動車の出発地を管轄する警察署。ただし、旭川方面及び釧路方面の高速自動車国道等を除く高速自動車国道等に係るものについては北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊又は当該方面本部交通課、旭川方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察旭川方面本部交通機動隊高速道路交通警察隊、釧路方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路

を

当該自動車の出発地を管轄する警察署。ただし、旭川方面及び釧路方面の高速自動車国道等を除く高速自動車国道等に係るものについては北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊又は当該方面本部交通課、旭川方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊、釧路方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路

に、

交通警察隊

警察隊

法第74条の2第3項
細則第13条

（安全運転管理者等の選任、解任等の届出）
規則第16条第1項
規則第17条第1項

（安全運転管理者等の資格要件の教習及び資格認定の申請）
令第13条第1項
令第14条の2第1号、第2号

規則第8条第1項

同 条第4項

同 条第5項

同 条第6項

規則第8条の2第1項

同 条第4項

同 条第5項

同 条第6項

（緊急自動車又は道路維持作業用自動車の届出若しくは指定の申請）

令第32条の2の2第4号

令第32条の4

令第32条の5第1項

同 条第2項

（緊急自動車運転資格審査の申請）

規則第12条第3号ケ

同 条同 号コ

（速達の集配等の業務に使用する自動車又は

法第74条の2第5項
道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号。以下「施行細則」という。）第13条
（安全運転管理者等の選任、解任等の届出）
施行細則第16条第1項
施行細則第17条第1項
（安全運転管理者等の資格要件の教習及び資格認定の申請）
令第13条第1項

令第14条の2

施行細則第8条第1項

同 条第4項

同 条第5項

同 条第6項

施行細則第8条の2第1項

同 条第4項

同 条第5項

同 条第6項

（緊急自動車又は道路維持作業用自動車の届出若しくは指定の申請）

令第32条の2第4号

令第32条の4

令第32条の5第1項

同 条第2項

（緊急自動車運転資格審査の申請）

施行細則第12条第3号ケ

同 条同 号コ

（速達の集配等の業務

を

に、

原 動 機 付 自 転 車 の 届 出)		に使用する自動車又は 原 動 機 付 自 転 車 の 届 出)		平成15年 3 月21日から、同表に228号の項を加える改正規定は平成15年 3 月24日から施行する。	
道 南 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示					
道南連合海区漁業調整委員会指示第 1 号					
北海道日高、胆振、渡島支庁管内太平洋海域におけるさめはえ縄漁業（あぶらざめを対象とするものを除く。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定により次のとおり指示する。					
平成15年 3 月14日					
道南連合海区漁業調整委員会会長 西 田 勝 美					
1 操 業 の 区 域					
広尾郡と幌泉郡の境界線106度30分以西から亀田郡榎法華村と亀田郡恵山町の境界線102度30分、10,500メートルの点と尻屋埼を結んだ線以東の北海道太平洋沖合海域					
2 制 限 区 域					
次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においてこの漁業を操業してはならない。					
(1) 広尾郡広尾町と幌泉郡えりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点					
(2) 広尾郡広尾町と幌泉郡えりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分、33,000メートルの点					
(3) えりも町えりも岬突端と最大高潮時海岸線の交点から142度30分、30,000メートルの点					
(4) えりも町えりも岬突端と最大高潮時海岸線の交点から202度30分、30,000メートルの点					
(5) 幌泉郡えりも町と様似郡様似町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から212度45分、30,000メートルの点					
(6) 沙流郡門別町と勇払郡鶴川町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から206度55分、27,000メートルの点					
(7) 苫小牧市と白老郡白老町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から147度20分、27,000メートルの点					
(8) 室蘭市と登別市の境界線と最大高潮時海岸線の交点から142度20分、25,000メートルの点					
(9) 室蘭市マスイチ岬突端と最大高潮時海岸線の交点から212度30分、9,000メートルの点					
(10) 茅部郡砂原町と茅部郡鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から32度30分、					

施行規則第18条の 4 規則第21条の 3		を	施行規則第18条の 5 施行細則第21条の 3		に、
北海道警察本部交通部運 転免許試験課		を	北海道警察本部交通部運 転免許センター運転免許 試験課		に、
法第101条第 1 項 同 条第 5 項		を	法第101条第 1 項 同 条第 6 項		に、
住所 地 を 管 轄 す る 警 察 署。ただし、旭川方面及 び釧路方面の高速自動車 国道等を除く高速自動車 国道等に係るものについ ては、北海道警察本部交 通部高速道路交通警察隊 又は当該方面本部交通 課、旭川方面の高速自動 車国道等に係るものにつ いては北海道警察旭川方 面本部交通機動隊高速道 路交通警察隊、釧路方面 の高速自動車国道等に係 るものについては、北海 道警察釧路方面本部十勝 機動警察隊高速道路交通 警察隊		を	住所 地 を 管 轄 す る 警 察 署。ただし、旭川方面及 び釧路方面の高速自動車 国道等を除く高速自動車 国道等に係るものについ ては北海道警察本部交通 部高速道路交通警察隊又 は当該方面本部交通課、 旭川方面の高速自動車国 道等に係るものについ ては北海道警察旭川方面本 部交通課高速道路交通警 察隊、釧路方面の高速自 動車国道等に係るものにつ いては北海道警察釧路 方面本部十勝機動警察隊 高速道路交通警察隊		に改める。
附 則 この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。ただし、第28条の表40号の項の改正規定は					

10,500メートルの点

(11) 茅部郡南茅部町と亀田郡榎法華村の境界線と最大高潮時海岸線の交点から36度03分、

15,000メートルの点

(12) 亀田郡榎法華村と亀田郡恵山町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から102度30分、

10,500メートルの線

(13) 亀田郡榎法華村と亀田郡恵山町の境界線と最大高潮時海岸線の交点

3 制 限 期 間

平成15年6月1日から9月30日まで

4 操 業 の 方 法

さめはえ縄漁業（あぶらざめを対象とするものを除く。）を営もうとする者は、使用漁船ごとに本委員会に届出（様式1）を行い、操業の際は届出済書（様式2）を携帯し、標識板等（様式3）を掲げなければならない。

5 操業の条件及び制限

(1) 敷設する漁具には標識を付けるとともに、当該届出船名を明瞭に表示しなければならない。

(2) 操業の秩序維持及び漁具被害の防止を図るため、漁場の競合する多種漁業者との間で操業協定を締結し、その協定を忠実に履行しなければならない。

(3) 操業が終了したときは、30日以内に別紙様式により、漁獲実績報告書を本委員会に提出しなければならない。

